

【注意事項】

●品川区へ転入予定で申請された方について

▶ 内定された方へ

内定月の前月末日までに品川区への転入（住民登録の異動含む）および本書式の提出が必要です。手続きがない場合、いかなる場合も内定は取消となり、辞退の手続きをしていただく必要がありますので、ご注意ください。

▶ 不承諾だった方へ

品川区へ転入後（住民登録の異動含む）に本書式を提出してください。

提出後、次の入園選考から品川区民として審査します。

品川区民となったことで、調整指数の対象となる可能性があります。

本書式を提出する際は、追加で提出する書類がないか保育園のご案内等を確認してください。

●品川区へ転入後、品川区外の認可保育施設に継続通園する方について

▶ 品川区へ転入（住民登録の異動含む）した月中に必ず本書式を提出してください。

提出がない場合、品川区外の認可保育園に継続通園できない可能性があります。

継続通園をする際の手続きおよび在園資格等は、認可保育施設のある市区町村へ確認してください。

▶ 継続通園を希望する場合、保育を必要とする事由を証明できる書類を提出してください。

提出ができない場合、転入した翌月20日までに準備ができ次第、早急に提出してください。

▶ 保育が必要な事由の変更および退園をする際は、品川区にて手続きが必要です。

保育が必要な事由の変更は、変更を希望する月の前月20日までに、

退園する場合は、退園する月中に手続きをしてください。

▶ 保育認定、利用調整（入園選考）および階層算定に必要な場合、区が保有する個人情報

（住民基本台帳・課税台帳等）を利用します。

●保育の必要量と有効期間について

保育を必要とする事由	保育の必要量	保育認定の有効期間
就労／就学／介護・看護	標準時間もしくは短時間	左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害		出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
妊娠・出産		災害の復旧活動に従事する期間
災害復旧		左記の事由により保育が困難と認められる期間
児童虐待・DV		2ヶ月間
求職活動	短時間	左記の事由により保育を必要とする期間
育児休業		

※ 保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたもので、実際の保育時間は各家庭の保育を必要とする事由とその内容により個別に決まります。なお、保育が必要な事由が一日6時間未満の就労の場合は、原則短時間です。

※ 育児休業を事由とした保育園の在園については、育児休業を取得中の勤務先に復職することを前提にお認めしています。

※ 短時間認定の方は、午前7時30分までの早朝保育（一部私立園のみ）および午後6時30分以降の延長夜間保育の利用ができません。

また、一部の私立保育園では短時間認定の方について、保育時間が固定されています。

詳細は、保育園のご案内に短時間認定児童の保育時間が固定されている保育園を記載していますので確認してください。

※ 短時間就労対応型保育（短時間保育室）および家庭的保育事業を利用希望園に記載する場合、保育の必要量を短時間で認定申請する必要があります。短時間就労対応型保育（短時間保育室）および家庭的保育事業に入園した場合、保育の必要量を短時間から変更できません。

※ 品川区外の認可保育園に在園する方については、実際の預かり時間等は直接在園している保育園にご確認ください。